

中国自一第399号
令和6年3月26日

公益社団法人広島県バス協会長 殿
一般社団法人鳥取県バス協会長 殿
一般社団法人島根県旅客自動車協会長 殿
公益社団法人岡山県バス協会長 殿
公益社団法人山口県バス協会長 殿
一般社団法人 広島県タクシー協会長 殿
鳥取県ハイヤータクシー協会長 殿
一般社団法人 岡山県タクシー協会長 殿
一般社団法人 山口県タクシー協会長 殿

中国運輸局長

「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の一部改正について

標記について、下記の公示を別添のとおり改正したので、貴協会において了知されるとともに、傘下会員に対し周知願います。

記

- ・「一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について」
- ・「一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業計画変更認可申請事案等の審査基準について」
- ・「道路運送法施行規則第15条の4第3による旅客を阻害しないと認める場合について」